

## 新型コロナウイルス関連情報（12月18日現在）

1 喫連邦保健省によれば、18日（金）15時現在、新たにオーストリア国内で1,798名の新型コロナウイルス（COVID-19）感染の確定症例及び145名（注）の死亡事例が発生した旨報告されました。これでオーストリアにおける確定症例は333,294名（内死亡数：5,127名、治癒数：297,424名）となります。（当館注：死亡数について、過去に新型コロナウイルスが死因と確認されていなかった分が今後数日間に順次計上されるとのことです。）

### 国内発生状況

（州：累計確定症例数（前日比））

- ・ウィーン市（州）：68,342名（+359）
- ・オーバーエスタライヒ州：67,554名（+377）
- ・ニーダーエスタライヒ州：49,238名（+394）
- ・シュタイアーマルク州：38,829名（+290）
- ・チロル州：37,969名（+8）
- ・ザルツブルク州：25,571名（+85）
- ・ケルンテン州：19,263名（+158）
- ・フォアアールベルク州：17,934名（+102）
- ・ブルゲンラント州：8,594名（+25）

（州：死亡数（前日比）、治癒数）

- ・ウィーン市（州）：929名（+20）、61,699名
- ・オーバーエスタライヒ州：1,027名（+28）、61,832名
- ・ニーダーエスタライヒ州：732名（+17）、44,049名
- ・シュタイアーマルク州：936名（+50）、30,191名
- ・チロル州：437名（+6）、36,014名
- ・ザルツブルク州：283名（+5）、22,276名
- ・ケルンテン州：432名（+16）、16,921名

- ・フォアアールベルク州 : 195名 (+ 1)、16,453名
- ・ブルゲンラント州 : 156名 (+ 2)、7,989名

2 18日、オーストリア政府は記者会見を行い、12月26日から外出規制と商業規制の厳格化を伴うロックダウンを実施する旨発表しました。発表内容の概要は以下のとおりです。

なお、これらの厳格化は別途、新保健省令として定められ、同省令は明年1月17日までを期限とする予定ですが、このうち外出規制のみ10日間の期限とし、国民議会本委員会の承認に基づき、その後、10日間毎に延長が可能となるとのことです。

#### (1) 外出規制の厳格化

現行では夜20時から朝6時までの夜間外出規制を実施しているが、これを再び24時間の外出規制に戻す。原則として外出を禁止し、職務、生活必需品の購入・生活必需サービスの享受、スポーツ、人助けなどを例外とする措置は維持される。オーストリアとしては三度目の24時間外出規制となる。

#### (2) 商業規制の厳格化

##### ・商店・サービス業

生活必需品以外を扱う商店及び身体的接触があるサービス業（美容院を含む）を閉鎖する。1月18日から全ての商店とサービス業の営業を許可する予定である。

##### ・飲食店・ホテル

引き続き飲食店はテイクアウト販売及び配達サービスを除き閉鎖する。同様にホテルも旅行者向けの営業を禁止する。1月7日からの規制緩和計画は破棄し、1月18日から飲食店とホテルの営業を全面的に許可する予定である。

##### ・スポーツ

引き続きプロ・スポーツは無観客を条件として許可する。アマチュア・スポーツについては、現行で許されている身体的接触のない屋外スポーツ（スケート場を含む）に限定して今後も奨励する。スポーツ施設はこの条件の下でのみ営業を許される。12月24日から許可されるスキーリフトのレジャー目的での利用については、国が衛生基準（リフト内でFFP2マスク着用等）を示し、運用は州政府の判断に委ねられる。1月18日から、屋内を含めて全てのアマチュア・スポーツに対する規制を緩和する予定である。

#### ・文化・遊戯施設

現行で営業が許可されている博物館・美術館、図書館、公文書館及び12月24日から営業が許可される動物園及び植物園を含む文化・娯楽施設を閉鎖する。1月7日からの規制緩和計画は破棄し、1月18日から文化・遊戯施設の営業を段階的に許可する予定である。ただし、観客に対しては陰性証明書の提示を義務付け、観客数を定員の半分、最高で屋内500人、屋外750人に制限する。

#### (3) その他

##### ・学校・大学

現行で対面授業の実施を許されている義務教育課程も1月7日からオンライン授業に移行する。1月18日から対面授業を再開する予定である。

##### ・行事・集会

引き続き行事・集会は原則として禁止する。現行で日中（6時～20時）に二世帯から成る大人6人、子供6人を限度として会うことを許しているが、この措置を廃止し、12月31日については、計画されていた緩和措置も実施せず、外出規制を適用する（12月24、25日の緩和措置は維持）。

##### ・検査による規制免除

1月15～17日に実施予定の第二次新型コロナウイルス大規模検査を受け、陰性となった者に対しては、1月18日から開店となる飲食店、ホテル、生活必

需品以外を扱う商店、身体的接触があるサービス業、文化・娯楽施設への訪問が許される。逆に検査を受けなかった者は「ロックダウン」を1週間延長し、職場または商店で FFP2 マスクを着用しなければならない。同様に検査を受けなかった教員と生徒も学校で FFP2 マスクを着用しなければならない。同時に1月18日から、各業界・施設の従業員に対する検査を実施する。検査を受けなかった従業員は職場で FFP2 マスクを着用しなければならない。また、感染者数が増加した地域で集中的に大規模検査を実施することも予定している。

3 16日付領事メールにてご案内した、19日施行の奥保健省令に基づくオーストリアへの入国制限（検疫）の概要について、10日間の自己隔離は、入国日を0日目とし5日目以降の検査に基づく陰性証明により早期解除することが可能であることが判明しましたので、修正版を当館新型コロナウイルス専用ページに掲載しました。

[https://www.at.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/coronavirus\\_ja.html](https://www.at.emb-japan.go.jp/itpr_ja/coronavirus_ja.html)

4 新型コロナウイルスは風邪と同様に、せきやくしゃみなどの飛沫で感染するとされていますので、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染症対策に努めてください。

なお、オーストリア保健・食品安全機関（AGES）は、新型コロナウイルスへの感染の疑いがない人については通常の石鹸で十分であると強調し、消毒液は医療目的で消毒が必要な人・機関により使用されるべきであるとしています。

参考：新型コロナウイルス感染予防措置

- ・定期的に、約30秒間石鹸で手洗いをする
- ・顔（特に口、目、鼻）を指で触らない
- ・握手と抱擁を避ける
- ・くしゃみをする際、咳をする際は使い捨てティッシュに行くか、腕で口・鼻を覆って行く。ハンカチを使う場合は使用した後で捨てる。

## 【参考】

### ■ オーストリア保健省

○新型コロナウイルス情報（独語）

[https://www.sozialministerium.at/Services/News-und-Events/Neuartiges-Coronavirus-\(2019-nCov\).html](https://www.sozialministerium.at/Services/News-und-Events/Neuartiges-Coronavirus-(2019-nCov).html)

○AGES Dashboard（各行政区毎の過去7日間の感染状況等）（独語・英語）

<https://covid19-dashboard.ages.at/>

○4色信号機システム特設サイト（独語）

<https://corona-ampel.gv.at/>

○新型コロナウイルス・ホットライン（独語・英語）

Infoline Coronavirus: 0800 555 621（月－金，9:00-17:00）

ウェブサイト：<https://www.ages.at/themen/krankheitserreger/coronavirus/>

### ■ 日本厚生労働省

○新型コロナウイルス関連情報

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

○新型コロナウイルスに関するQ&A

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/dengue\\_fever\\_qa\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html)

### ■ 世界保健機関（WHO）

○ウェブサイト：<https://www.who.int/health-topics/coronavirus>

（問い合わせ先）

○在オーストリア日本国大使館

住所：Hessgasse 6, 1010 Vienna, Austria

電話：（市外局番01）531920

Fax：（市外局番01）5320590

ホームページ：[https://www.at.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.at.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)